

# 全国安全週間に向けて

見えますか、あなたのまわりの見えない危険  
みんなで見つける安全管理



宇都宮労働基準監督署

## 安全衛生委員会の活性化に向けた自主点検を

労働災害に関しては、長い目で見れば減少傾向にありますが、ここ数年に関して言えば残念ながら増加しており、栃木県内では、今なお年間1,800人の方が被災し、2年連続しての増加となっています。

宇都宮署管内においては、昨年は472件、平成26年より5.6%の減となっていますが、残念ながら今年に入って、5月末の時点で155件と、前年同期より16.5%も増えているという状況にあります。

宇都宮労働基準監督署では、第12次労働災害防止計画期間中に自主的な安全衛生活動の実施を定着させるとともに、増加傾向にある労働災害に歯止めを掛けるため、安全文化推進運動を関係防災団体共催の下展開しております。



労働災害が頻発する事業場の多くは、安全衛生委員会の活動が形骸化し、低調となっている他に、中には法令等に基づいた運営がなされていない事業場も多く散見されております。

これまでに、当署管内の事業場において、安全衛生委員会について何らかの問題があり、指導を実施してきた主な内容を、裏面にチェックリスト(案)として掲載いたしましたので、自社の安全衛生委員会の運営状況を各項目に沿って点検し、形骸化している安全衛生委員会の活性化に向けた取組が展開されるよう改善をお願いいたします。

## 安全衛生委員会の調査審議事項の参考項目

- ① 従業員の危険防止及び健康障害の防止の基本的な対策に関すること。
- ② 労働災害の原因及び再発防止対策に関することと安全、衛生に係るものに関すること。
- ③ 従業員の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- ④ 安全衛生に関する規程の作成に関すること。
- ⑤ 危険性または有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置で安全、衛生に係るものに関すること。
- ⑥ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- ⑦ 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- ⑧ 有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- ⑨ 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- ⑩ 定期に行われる健康診断、臨時の健康診断、自発的健康診断及びその他に行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- ⑪ 長時間にわたる労働による従業員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- ⑫ 従業員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
- ⑬ 労働基準監督署長等から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、従業員の危険の防止に関すること。

安全週間に向け職場総点検の実施等積極的な活動を！

# 安全衛生委員会の活性化を目指して!

## 体制整備のためのチェックリスト(例)

点検年月日 平成 年 月 日 点検者氏名

重点点検項目	点検対象	点検内容	点検結果	改善確認
人事異動等によって実施体制に変更事項はないかチェックしましょう。				
1.委員会の構成	規程の整備について	安全衛生委員会等の規程が作成されているか		
		労働安全衛生法等に示されている内容が当該委員会規程に定められているか		
	必須委員が適正に選任されているか	総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医が委員となっているか、若しくは退職転勤等で不在となっていないか		
		議長(委員長)を総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者(事業の長又は同等の権限と責任を持つ事業場の長)となっているか		
	委員の構成は適正か	議長以外の委員の半数が労働側となっているか ※協定等により、労働者代表の推薦に基づき指名された委員が半数を超えても差し支えない。		
		労使の構成員が一覧表等により明確になっているか		
委員が主要部署から選出されているか ※主要部署から選出することにより、各部署における問題点の把握や労働者からの意見要望等が委員会に反映されやすくなります。				
開催時期、内容は適正ですか？				
2.開催に当たって	開催時期は適正か	委員会を毎月1回以上開催しているか		
	調査審議事項は	委員会規程で定める調査審議事項について、調査審議しているか ※健康診断、リスクアセスメント、長時間過重労働、メンタルヘルス対策等の審議が必要です。		
		委員以外の意見要望が委員会の調査審議に反映されているか		
	所定時間内で実施しているか	委員会を労働時間外に開催している場合に、労働者に対し、割増賃金を支払っているか		
終了後も要注意、次回に向けて実施内容の整備に努めましょう。継続は力なり！				
3開催後の対処について	周知状況は	委員会の開催の都度、議事の概要を掲示する等により、全労働者に周知しているか		
	産業医の活用	産業医が欠席した場合に議事録等を送付して必要な意見を聴取し、次回の委員会に反映しているか		
	記録の整理	議事録を作成して3年間保存しているか		